

令和8年6月15日

第476回白石市議会定例会議案書

目 次

報 告

報告第 2 号	令和 7 年度白石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	・・・	2
報告第 3 号	令和 7 年度白石市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	・・・	7
報告第 4 号	令和 7 年度白石市水道事業会計予算繰越計算書について	・・・	9
報告第 5 号	令和 7 年度白石市下水道事業会計予算繰越計算書について	・・・	11
報告第 6 号	令和 7 年度白石市病院事業会計予算繰越計算書について	・・・	14

議 案

議案第 4 3 号	教育委員会委員の任命について	・・・	17
議案第 4 4 号	農業委員会委員の任命について	・・・	18
議案第 4 5 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号） （白石市市税条例の一部を改正する条例）	・・・	21
議案第 4 6 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号） （平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の 減免に関する条例の一部を改正する条例）	・・・	34
議案第 4 7 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号） （平成 23 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護 保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例）	・・・	36
議案第 4 8 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号） （白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	・・・	38
議案第 4 9 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号） （白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関 する条例の一部を改正する条例）	・・・	45
議案第 5 0 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号） （令和 7 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	47
議案第 5 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号） （令和 7 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・	48

議案第 5 2 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号） （令和 7 年度白石市病院事業会計補正予算）	・・・ 4 9
議案第 5 3 号	財産の取得について	・・・ 5 0
議案第 5 4 号	白石市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する 条例	・・・ 5 1
議案第 5 5 号	白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例	・・・ 5 3

報 告

報告第 2 号

令和 7 年度白石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度白石市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

令和7年度白石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

令和8年6月15日
白石市長 山田 裕一

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳							
					既 特 定 財 源	入 源	未 収 入		特 定 財 源		一 般 財 源	
							国	県	支 出 金	地 方 債		そ の 他
2	1	総務管理費 本庁舎サーバー室及び電話 交換機室エアコン更新事業	473,000	473,000								473,000
2	1	総務管理費 旧いさきプラザ解体事業	169,000,000	169,000,000				134,700,000				34,300,000
2	1	総務管理費 まち・ひと・しごと創生第3期 総合戦略策定事業	3,338,000	3,338,000								3,338,000
2	3	総務管理費 戸籍住民基 本台帳費	3,036,000	3,036,000								3,036,000
2	3	総務管理費 戸籍住民基 本台帳費	1,848,000	1,848,000						国庫支出金 1,848,000		
2	3	総務管理費 住民記録システム改修業務 本台帳費	1,694,000	1,694,000						国庫支出金 1,694,000		

<一般会計>

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入 国県支	地 金出	特 方債	財源		
									の	他	一
3	2	児童福祉費 物価高対応子育て応援手当 給付事業	3,020,000	3,020,000							3,020,000
6	1	農林水産業費 宮城県営ため池整備事業負 担金	1,100,000	1,100,000				1,100,000			
6	1	農林水産業費 緊急自然災害防止対策事業	63,000,000	63,000,000				63,000,000			
6	1	農林水産業費 農道久保山線側溝改修事業	2,200,000	2,200,000				2,200,000			
6	2	農林水産業費 林業費 ツキノフグマ対策事業	35,577,000	35,576,280		企業版ふるさと納 税寄附金 3,500,000				県支出金 25,604,000	6,472,280
6	2	農林水産業費 林業費 林道維持管理事業	29,100,000	29,100,000				12,700,000		国庫支出金 14,790,000	1,610,000
7	1	商工費 物価高騰対策商品券配布事 業	154,418,000	154,417,660						国庫支出金 143,992,000	10,425,660
7	1	商工費 生活応援ポイント発行事業	36,720,000	36,720,000						国庫支出金 29,755,000	6,965,000
8	2	土木費 道路橋梁費 サンキョーロードサポーター 標示板設置事業	1,394,000	1,394,000							1,394,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既 特 定 財 源	入 源	未 収 入			特 定 財 源	の 他
							国	県	支 出 金		
8	2	市道鷹巣西7号線歩道撤去 事業	4,500,000	4,500,000							4,500,000
8	2	道路橋梁費	32,200,000	32,200,000				32,200,000			
8	2	道路橋梁費	287,091,000	287,091,000				112,900,000			16,896,000
8	2	道路橋梁費	138,100,000	138,100,000				61,900,000			7,350,000
8	2	道路橋梁費	416,899,000	416,898,900		46,000		172,100,000			25,315,200
8	2	道路橋梁費	1,461,857,000	1,461,856,540		36,000		687,300,000			76,917,678
8	2	道路橋梁費	2,875,000	2,875,000				900,000			875,000
8	3	河川費	2,500,000	2,500,000				2,500,000			
8	3	河川費	7,800,000	7,800,000				7,800,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既 定 財 源	入 入 源	未 収 入			特 定 財 源	
							国 庫 支 出 金	地 方 債 券	其 他	一 般 財 源	
8	4	都市計画費 市内公園遊具改修事業	8,167,000	8,166,180							8,166,180
8	4	都市計画費 白石沖西堀線街路事業	2,143,000	2,142,200	8,000	国庫支出金 949,000	800,000				385,200
8	5	住宅費 空家等美態調査事業	8,360,000	8,360,000		国庫支出金 4,180,000					4,180,000
8	5	住宅費 市営新館第3住宅A棟住戸改 善事業(浴室改修)	35,750,000	35,750,000		国庫支出金 16,899,000					18,851,000
8	5	住宅費 市営新館第4住宅D棟住戸改 善事業(浴室改修)	15,000,000	15,000,000		国庫支出金 6,673,000					8,327,000
9	1	消防費 消火栓新設工事負担金	5,281,000	5,280,275			5,100,000				180,275
9	1	消防費 地域防災緊急整備事業	55,061,000	55,061,000		国庫支出金 27,530,000					27,531,000
10	2	教育費 小学校消防設備改修事業	4,916,000	4,915,240			4,900,000				15,240
10	3	教育費 中学校消防設備改修事業	4,985,000	4,984,760			4,900,000				84,760

報告第 3 号

令和 7 年度白石市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 7 年度白石市一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

令和7年度白石市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

令和8年6月15日

白石市長 山田 裕一

<一般会計>

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明		
					既 特 定 財 源	入 源	未 入 源	定 財 源			一 他	財 源
								国 県 支 出 金 地 方	債 そ の			
6	1 農林水産業費 農業費	畜産・酪農収益力強化整備 等特別対策事業	152,004,000	152,004,000		県支出金 152,004,000					国際情勢の悪化による影響に伴う海上輸送網の混乱により、本事業により整備する畜舎内設備の調達に時間を要することとなり、年度内完成が困難となったため	
8	2 道路橋梁費 土木費	道の駅整備事業	68,622,000	68,621,527		国庫支出金 34,000,000	34,000,000		621,527		事業区域内の一部に遺跡が発見され、発掘調査の完了を待つ必要があり、3か月の工事着手の遅れが生じることとなり、年度内完成が困難となったため	

報告第 4 号

令和 7 年度白石市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 7 年度白石市水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越した
ので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定
により報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

令和7年度 白石市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源		
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	配水施設整備 事業	255,441,000	46,816,121	208,624,000	0	194,755,000	13,869,000	879	令和7年度 水単請-8 (仮称)白石市中央SIC周辺整備に伴う配水管布設工事 SIC事業の防災公園内造成工事と施工時期について調整し時間を要したため 令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事 河川占用協議等に時間を要したため 令和7年度 水単請-5 ニツ森水源導水施設等更新工事 天候不順によりニツ森水源導水施設までの搬入路が確保できないため 令和7年度 南台ポンプ場1号送水ポンプ更新工事 送水ポンプの内部生産ラインの調整に時間を要したため 令和7年度 水単請-10 (仮称)白石市中央SIC周辺整備に伴う消火栓新設工事 SIC事業の防災公園内造成工事と施工時期について調整し時間を要したため

報告第 5 号

令和 7 年度白石市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 7 年度白石市下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越した
たので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規
定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

令和7年度 白石市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源		
1	公共下水道資本的支出	未普及対策事業	285,684,000	0	285,684,000	22,000,000	138,170,000	125,514,000	0	令和7年度 下公請-1 (仮称)白石中央SIC周 辺整備に伴う管渠整備 工事 SIC事業の防災公園内 造成工事と施工時期に ついて調整し時間を要 したため 令和7年度 下公請-2 (仮称)白石中央SIC周 辺整備に伴うマンホールボ ンブ機械設備工事 マンホールポンプの内 部生産ラインの調整に 時間を要したため 令和7年度 下公請-3 (仮称)白石中央SIC周 辺整備に伴うマンホールボ ンブ電気設備工事 マンホールポンプを操 作する配電盤の内部生 産ラインの調整に時間 を要したため

令和7年度 白石市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源		
1	公共下水道事業費用	浸水対策事業	39,297,000	22,301,634	16,995,000	0	9,295,000	7,700,000	366	令和7年度 下公委-1 白石市公共下水道事業 雨水事業計画変更 業務 県との河川協議に時間を要したため

報告第 6 号

令和 7 年度白石市病院事業会計予算繰越計算書について

令和 7 年度白石市病院事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越した
ので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定
により報告する。

令和 8 年 6 月 15 日

白石市長 山 田 裕 一

令和7年度 白石市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源		
1 病院事業 資本的支出	2 建設改良費	病院施設整備 事業	円 73,810,000	円	円 73,810,000	円 73,800,000	円 10,000	円	資材の納期遅延に より不測の日数を要 したため。	

議 案

議案第 4 3 号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 大 橋 扶美子

生年月日

令和 8 年 6 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第44号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 高 橋 和 也

生年月日

住 所

氏 名 村 上 さ き

生年月日

住 所

氏 名 木 須 敏 文

生年月日

住 所

氏 名 佐 藤 咲 雄

生年月日

住 所

氏 名 山 田 恵

生年月日

住 所

氏 名 江 戸 千佳雄
生年月日

住 所
氏 名 日 下 宗 一
生年月日

住 所
氏 名 大 野 孝
生年月日

住 所
氏 名 押 野 一 郎
生年月日

住 所
氏 名 遠 藤 俊 夫
生年月日

住 所
氏 名 齋 藤 義 博
生年月日

住 所
氏 名 半 澤 武 夫
生年月日

住 所
氏 名 畠 山 基
生年月日

令和8年6月15日

白石市長 山 田 裕 一

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例の一部を改正する条例（専決第2号）

（令和8年3月31日専決）

令和8年6月15日

白石市長 山田 裕一

白石市市税条例の一部を改正する条例

白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第33条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「及び第35条の3の3第1項」を「並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第35条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第35条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合

計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。) (退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第35条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第62条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第79条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第79条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第79条第3項ただし書」を「第79条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「

軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第2

4項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項を削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則

第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の3の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項にお

いて「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第33条の5から第33条の7まで、第33条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項前段、第33条の7、第33条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則（令和7年3月31日条例第13号）第1条第1号中、「次条の規定」を「附則第3条の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

（2） 第62条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

（3） 第33条の6第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

（4） 附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分を除く。）及び附則第19条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の白石市市税条例（以下「新条例」という。

）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定

の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の白石市市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされ

る同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の4の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度以前の固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第62条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度以前の固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第46号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例（専決第3号）
（令和8年3月31日専決）

令和8年6月15日

白石市長 山田裕一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

27 第1項から第3項まで、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項から第17項まで、第19項から第21項まで、第23項及び第25項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和7年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。この項において同じ。）を除く旧避難指示区域等（平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者については、令和8年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和8年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和7年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和8年7月31日」とする。ただし、平成29年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者については、第4条第3項中「平成23年度国民健康保険税額の全額」とあるのは「令和8年度国民健康保険税額の半額」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例（専決第 4 号）
（令和 8 年 3 月 3 1 日専決）

令和 8 年 6 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

24 第1項から第4項まで、第6項、第8項、第10項、第12項から第14項まで、第16項から第18項まで、第20項及び第22項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得層（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額）が633万円以上である者。）を除く旧避難指示区域等（平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者については、令和8年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和8年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和7年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和8年7月31日」とする。ただし、平成29年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者については、第2条第4項中「平成23年度保険料の全額」とあるのは「令和8年度保険料の半額」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第5号）
（令和8年3月31日専決）

令和8年6月15日

白石市長 山田裕一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（宮城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に10分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,179円とする

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について67円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 749円

(2) 特定世帯 375円

(3) 特定継続世帯 562円

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 826円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 47円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 525円

(イ) 特定世帯 263円

(ウ) 特定継続世帯 394円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 590円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 34円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 375円

(イ) 特定世帯 188円

(ウ) 特定継続世帯 282円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 236円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 150円

(イ) 特定世帯 75円

(ウ) 特定継続世帯 113円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

(ア) 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 177円

(イ) 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 295円

(ウ) 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 472円

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる世帯以外の世帯 590円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被

保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第3項、第4項、第6項及び第7項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第8項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加え、「法附則35条の4第4項」を「法附則第35条の4第4項」に改める。

附則第9項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第10項中「、第8条」の次に「、第9条の4」を、「法314条の2第2項」を「法第314条の2第2項」に改める。

附則第11項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和8年

度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（専決第 6 号）

（令和 8 年 3 月 3 1 日専決）

令和 8 年 6 月 1 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度白石市一般会計補正予算（専決第7号）

（令和8年3月31日専決）

令和8年6月15日

白石市長 山 田 裕 一

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第8号）
（令和8年3月31日専決）

令和8年6月15日

白石市長 山 田 裕 一

議案第52号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度白石市病院事業会計補正予算（専決第9号）

（令和8年3月31日専決）

令和8年6月15日

白石市長 山田裕一

議案第53号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 取得物件 大平中目地区事業用地
所在：白石市大平中目字中田40番4、
白石市大平中目字南田1番3、1番7、
1番8、1番9、59番1、59番10、
59番11、59番12、59番13、
59番14、134番3、144番3、
145番1、145番3、59番9
地目：用悪水路、雑種地、田、公衆用道路
地積：16,534.76㎡
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 272,445,540円
- 4 取得の相手方 白石市大手町1番1号
白石市土地開発公社
理事長 村上 忠則
- 5 取得の目的 (仮称)道の駅しろいし整備事業用地として

令和8年6月15日

白石市長 山田 裕一

議案第54号

白石市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月15日

白石市長 山田 裕一

白石市森林等における火入れの規制に関する条例の一部を改正する条例

白石市森林等における火入れの規制に関する条例（昭和59年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「強風注意報、異常乾燥注意報」を「暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、「又は」の次に「林野火災警報、林野火災注意報若しくは」を加え、同条第6項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは」を「、暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災警報、林野火災注意報若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月15日

白石市長 山 田 裕 一

白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

白石市営住宅管理条例（平成9年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 家賃債務保証業者 家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第2条第2項に規定する家賃債務保証業者であつて市長が適当と認める者をいう。

第11条第3項中「市長は、」の次に「家賃債務保証業者と家賃の支払い等に係る債務を保証する契約（以下「家賃債務保証委託契約」という。）を締結する者、又は」を加える。

第14条の見出しを「（保証人等）」に改め、同条第1項ただし書中「ただし、」の次に「家賃債務保証委託契約を締結する者、又は」を加える。

第14条に次の2項を加える。

- 5 入居者は、家賃債務保証業者との家賃債務保証委託契約の変更をしようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 6 入居者は、家賃債務保証業者との家賃債務保証委託契約の解除をするときは、別の家賃債務保証業者と家賃債務保証委託契約を締結するか、新たに連帯保証人を立てなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。